令和９年度　保育認定（２・３号認定）利用者負担額表

階層区分			保育料（3～5 歳児）		保育料（0～2 歳児）		【注】第２子 保育料（0～2 歳児） 下記（２）参照	
			標準時間 （7：00～18：00）	短時間 （8：30～16：30）	標準時間 （7：00～18：00）	短時間 （8：30～16：30）	標準時間 （7：00～18：00）	短時間 （8：30～16：30）
1		生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2	A	町民税非課税世帯 **【かつ特定世帯】**	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	B	町民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3	A	町民税所得割課税額 48,600 円未満 **【かつ特定世帯】**	0 円	0 円	6,300 円	6,300 円	0 円	0 円
	B	町民税所得割課税額 48,600 円未満	0 円	0 円	13,600 円	13,500 円	0 円	0 円
4	A	町民税所得割課税額 77,101 円未満 **【かつ特定世帯】**	0 円	0 円	6,300 円	6,300 円	0 円	0 円
	B	町民税所得割課税額 97,000 円未満	0 円	0 円	21,000 円	20,700 円	0 円	0 円
5		町民税所得割課税額 169,000 円未満	0 円	0 円	31,100 円	30,700 円	0 円	0 円
6		町民税所得割課税額 301,000 円未満	0 円	0 円	42,700 円	42,000 円	0 円	0 円
7		町民税所得割課税額 397,000 円未満	0 円	0 円	56,000 円	55,100 円	0 円	0 円
8		町民税所得割課税額 397,000 円以上	0 円	0 円	62,200 円	61,100 円	0 円	0 円

※利用者負担以外でかかる費用（新入園児の通園バッグ、帽子、連絡帳等）について、実費徴収がある場合があります。

（１）特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯等をいいます。

（２）小学校就学前の範囲(※)において、最年長の子どもから順に、２人目以降は無料（【注】第２子保育料（0～2 歳児）参照）となります。

※ 以下に該当する場合は、小学校就学後も含めて生計を一にしている子どもの内、最年長の子どもから２人目以降は無料となります。

ア．所得割課税額 57,700 円未満の世帯（第３階層Ｂ、第４階層Ｂの一部）

イ．特定世帯に該当し、所得割課税額 77,101 円未満の世帯（第３階層Ａ、第４階層Ａ）

（３）所得割課税額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割、寄附金特例控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

（４）園によっては、標準時間は 7:30～18:30、短時間は 8:30～16:30 となります。

裏面あり

【保育料の算定方法について】

４月　５月　６月　７月　８月　９月　１０月　１１月　１２月　１月　２月　３月

所得による算定	前年度の町民税課税額で保育料を算定	今年度の町民税課税額で保育料を算定

〇令和９年４月分から令和９年８月分までの保育料

⇒　令和８年度市町村民税額（令和７年１月～令和７年１２月の所得に基づき課税されるもの）により決定

〇令和９年９月分から令和 10 年３月分までの保育料

⇒　令和９年度市町村民税額（令和８年１月～令和８年１２月の所得に基づき課税されるもの）により決定

副食費の実費徴収について

保育認定を受けた３～５歳児については、令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

ただし、保育所等の給食費のうち副食費（おかず代等）については、保育料の無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

副食費の金額は、町内の保育所等の２号（保育）認定子どもについては、月額 4,500 円です。（１号（教育）認定子どもや、町外の保育所等の認定子どもの副食費の金額については、直接各園にお問い合わせください。）なお、３号（保育）認定子ども（０～２歳児）については、保育料の中に副食費が含まれています。

副食費の免除制度について

副食費については、免除制度があり、免除対象者は、保育認定を受けた３～５歳児のうち、次に該当する子どもです。

（１）年収３６０万円未満相当世帯の子ども（詳しくは下記「免除対象表」のとおり）

（２）所得階層に関わらず、第３子以降の子ども（※１）

＜免除対象表＞

			第1子	第2子	第3子以降（※1）
①		生活保護世帯	○	○	○
②	A	町民税非課税世帯 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B	町民税非課税世帯	○	○	○
③	A	町民税所得割課税額 48,600円未満 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B	町民税所得割課税額 48,600円未満	○	○	○
④	A	町民税所得割課税額 77,101円未満 【かつ特定世帯】	○	○	○
	B	町民税所得割課税額 97,000円未満	△（※2）	△（※2）	○
⑤		町民税所得割課税額 169,000円未満	×	×	○
⑥		町民税所得割課税額 301,000円未満	×	×	○
⑦		町民税所得割課税額 397,000円未満	×	×	○
⑧		町民税所得割課税額 397,000円以上	×	×	○

○：免除対象　×：免除対象外　△：（※２）参照

（※１）第３子以降の子どもの算定基準については、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に３人目以降は免除対象となります。

（※２）第４階層Ｂについては、所得割課税額が 57,700 円未満の世帯は免除対象となり、所得割課税額が 57,700 円以上の世帯は免除対象となりません。